

# 環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう!!—

第3号（平成15年4月発行）

豊能町住民生活部環境課

豊能町役場環境課 Tel 739-3419（直通）

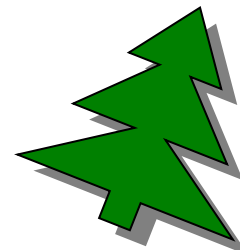
清掃事務所 736-1190（直通）

## 植木剪定くず資源化事業

### ～行政回収実施～

植木剪定くず資源化事業は、ごみ減量化・再資源事業の一環として昨年度から実施し、約21トンの植木剪定くずがチップとして資源化され、園芸等に広く利用されました。本年度は、より一層の資源化を図るため、『植木剪定くず資源化推進月間』と位置付け、行政回収することとしましたので昨年に引き続きご協力ください。なお、チップの引き取り希望の方は、環境課または清掃事務所までご連絡ください。

**植木剪定くずはごみではありません！！**



# 大切な資源です

このチラシは再生紙を使用しています。排出時は必ず資源紙類として出すようにご協力ください。

# 植木剪定くず収集日程表

排出場所は次のとおりです

と 東 光 希	き と 風 望	わ き わ ヶ	台 台 台 丘	} ⇒ 各戸収集方式(可燃ごみと同様の場所)	
新	光	風	台		⇒ ステーション収集方式(可燃ごみと同様の場所)
東地区全域 (希望ヶ丘除く)					⇒ ステーション収集方式(粗大ごみと同様の場所)
吉川 (保の谷含む)					⇒ ステーション収集方式(粗大ごみと同様の場所)

## 植木剪定くずの排出方法について

透明または乳白色の半透明袋 (直径2cm・長さ2m以内の枝と葉) または、結束 (直径10cm・長さ2m以内の枝と葉) して当日の朝9時までに出してください。

なお、芝生・雑草・竹・杭・木製加工品・木の根・切り株は収集できませんのでご注意ください。

### 平成15年

5月	7日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	14日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	21日 (水)	光風台
	28日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

6月	4日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	11日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	18日 (水)	光風台
	25日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

7月	2日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	9日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	16日 (水)	光風台
	23日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

(注) 平成20年度の排出基準です  
平成23年4月から直径5cm、長さ80cm以内となっています。

9月	3日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	10日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	17日 (水)	光風台
	24日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

10月	1日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	8日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	15日 (水)	光風台
	22日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

11月	5日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	12日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	19日 (水)	光風台
	26日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

## 平成16年

2月	4日 (水)	東ときわ台・吉川地区
	11日 (水)	東地区全域 (希望ヶ丘含む)
	18日 (水)	光風台
	25日 (水)	ときわ台・新光風台 (保の谷含む)

本事業はごみとして処理される植木剪定くずを可能な限り資源化し、ごみの減量を図る事業です。推進月間に合わせて植木剪定を行っていただくなど、可能な限り上記日程に合わせて少しでも多くの資源化が行えるように皆様のご協力をお願いします。

# 資源？それともごみ？決めるのはあなたです

# ごみ減量化について

## ごみ減量化について

現在、可燃ごみは近隣各市に焼却をお願いしていますが、各市とも大変な事情の中でのご好意です。町としては、各市にできる限り負担をかけないためにも、少しでもごみの減量を行いたいと考えています。皆様のご理解ご協力をお願いします。

### ◎減量のポイント

台所から排出される生ごみについては、可能な限り水分をしぼって出してください。容器包装プラスチック類・資源紙類等の資源が、可燃ごみに混入しないように正しく分別してください。

なお、分別法がわからない時は、環境課または清掃事務所までお気軽にお問い合わせください。

### ◎収集回数が変わりました

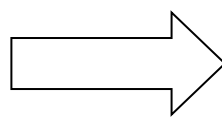
平成15年4月より容器包装プラスチック類・その他プラスチック類の収集回数が下記のとおり変更になっていますのでご注意ください。

【変更前・平成14年度】

【変更後・平成15年度】

容器包装プラスチック類

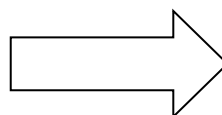
毎月 第2・4週



毎月 第1・2・4週

その他プラスチック類

毎月 第1・3週



毎月 第3週

●平成15年4月から可燃ごみの収集が一部地区において業者委託となりましたが、排出時間の変更はありません。従来どおり当日の朝9時までに指定された排出場所に出してください。なお排出したごみは、カラスや猫などが散らかす恐れがありますので、周りの方々に迷惑のかからないように各自工夫して排出してください。